

第 1 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

B社からA社に対する重機の無償による譲渡に係る収益の額は、法人税法上、B社において譲渡収入600万円が益金の額に算入され、A社において受贈益600万円が益金の額に算入される。

(法人税法22条2項, 22条の2第4項)

問 2

A社とB社との間で締結された信託契約は法人課税信託に該当する。そのため、信託財産に帰せられる収益及び費用は、法人税法上、B社に帰属し、B社の法人課税信託以外の資産に係る収益及び費用とは別の者とみなして計算する。(法人税法2条29号の2イ, 4条の6)

問 3

Pは資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であった。そのため、PがA社から受けた債務免除により受ける経済的な利益の価額500万円については、Pの各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

(所得税法36条2項, 44条の2第1項)

問 4

A社がC社から領収することができなかった売掛金について、A社において、消費税法上、課税標準額に対する消費税額から、売掛金550万円に係る消費税額39万円を控除する。

(消費税法39条1項)

第 1 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	×	Kは人格のない社団等であるが、マンション屋上の使用の対価として受領した金員は、収益事業から生じたものであるため、Kは法人税の納税義務を負う。(法人税法2条13号, 4条1項)
②	×	A社がC社から受領した金銭配当は、外国子会社からの配当等に該当するため、当該配当に係る外国源泉税等の全額が損金の額に算入されない。(法人税法39条の2)
③	×	Rが特定譲渡制限付株式を交付されたことにより給与所得として課税された金額は、B社において事前確定届出給与に該当しないため、損金の額に算入しない。(法人税法34条1項2号, 54条1項1号)
④	×	Pの令和3年分の所得税額の計算上、電気陶器窯の滅失直前の帳簿価額相当額は、事業所得の計算上、必要経費に算入する。 (所得税法51条1項)
⑤	○	消費税法4条5項1号, 28条1項3項1号

第 2 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

(単位：円)

	
当期純利益の金額	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品 A	, ,	17, 818
器具備品 B	1, 925, 000	, ,
ソフトウェア C	120, 000	, ,
機械装置 D	49, 922	, ,
(外国通貨についての申告調整)		
	, ,	19, 400
(有価証券についての申告調整)		
E 社株式	70, 000, 000	, ,
F 社株式	, ,	37, 500, 000
G 社株式	, ,	12, 000, 000
(棚卸資産についての申告調整)		
	, ,	1, 800, 000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金	, ,	6, 000, 000
H社に対する貸付金以外の債権	, ,	220, 000

第 2 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整) ※ 1	10,625,000	, ,
(役員退職慰労金についての申告調整)	, ,	48,000,000
(租税公課についての申告調整)		
[資料]9. の(2)及び(3)について ※ 2	, ,	30,584,000
[資料]9. の(4)及び(5)について	53,296,000	, ,
[資料]9. の(6)について	2,497,000	, ,
[資料]9. の(7)について	20,000,000	, ,
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)		
[資料]10. の(1)について	, ,	3,180,000
[資料]10. の(2)について	, ,	2,000,000
(欠損金についての申告調整)	, ,	190,000,000
(その他の申告調整)
所得金額	

(※1) 問題文の資料「1. 全般的な事項及び注意事項(3)」に記載されている「当社の当期末における資本金の額及び資本金等の額は、300,000,000円である。」という文言について、以下の2つの解釈の仕方があると考えられる。

- ① 問題文の資料「4. 有価証券に関する事項(1)」のみなし配当より生じる
資本金等の額△90,000,000円控除後の金額とする場合
この場合、答えは10,625,000円（加算）となる。
- ② 問題文の資料「4. 有価証券に関する事項(1)」のみなし配当より生じる
資本金等の額△90,000,000円控除前の金額とする場合
この場合、答えは10,681,250円（加算）となる。

(※2) 問題文の資料「9. 租税公課に関する事項(3)」に記載されている「また、この修正申告に関連して過少申告加算税 226,600円、延滞税 23,000円を納付し、次の会計処理を行った。」という文言と問題文の仕訳の金額（未払法人税等 246,000円／現金預金 246,000円）が一致しないため、どちらの金額で調整するかにより以下の2つの答えが考えられる。

- ① 文章の金額により解答する場合
この場合、答えは30,580,400円（減算）となる。
- ② 仕訳の金額により解答する場合
この場合、答えは30,584,000円（減算）となる。

第 2 問 答案用紙< 3 >

(租 税 法)

問題 2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額 ※3

8,500,000

(2) 事業所得の必要経費の金額

2,812,300

[問] 2.

(1) 退職所得の金額

7,075,000

(2) 給与所得の金額

4,120,000

(3) 一時所得の金額

950,000

(4) 雑所得の金額

270,000

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額

380,000

(2) 雑損控除の金額

1,000,000

(3) 生命保険料控除の金額

117,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額

290,000

(※3) 問題文の資料「3. 設計事務所に関する事項(2)①」に記載されている「株式会社Rとの業務契約」に関する業務報酬月額30万円について、契約開始日である令和3年8月1日から令和3年末までの5ヶ月分を総収入金額に含めるか否かにより以下の2つの答えが考えられる。

① 文章の金額により解答する場合

この場合、答えは 8,500,000円となる。

② 仕訳の金額により解答する場合

この場合、答えは 7,000,000円となる。

第 2 問 答案用紙< 4 >

(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額	227,249,100
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	3,340,300,000
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	3,351,685,000
(4) 課税貨物に係る消費税額	156,000
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	197,207,400
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 にのみ要するもの	195,482,820
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等 にのみ要するもの	223,080
(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等と その他の資産の譲渡等に共通して要するもの	1,501,500
(9) 売上げの返還等対価に係る税額	1,025,700
(10) 貸倒れに係る税額	51,480